

特定非営利活動法人 里地里山問題研究所  
(さともん)

平成 29 年度 (第 3 期) 通常総会議案書

平成 29 年 5 月

# 特定非営利活動法人 里地里山問題研究所 平成 29 年度通常総会

開催日時 平成 29 年 5 月 21 日 9 時 30 分から 11 時 30 分まで  
場 所 兵庫県篠山市黒岡 1 9 1-1 篠山市民センター多目的ルーム 1

## 議事次第

- 1 開会
- 2 議長選出
- 3 議案
  - (1) 第 1 号議案 平成 28 年度（第 2 期）事業報告
  - (2) 第 2 号議案 平成 28 年度（第 2 期）会計報告
  - (3) 第 3 号議案 会費変更について
  - (4) 第 4 号議案 定款変更について
  - (5) 第 5 号議案 平成 29 年度（第 3 期）活動予算
  - (6) 第 6 号議案 平成 29 年度（第 3 期）事業計画
  - (7) 第 7 号議案 第 2 期役員について（任期：H29～H30 年度）
  - (8) その他
- 4 閉会

### 【資料】

- 資料 1. 平成 28 年度事業報告
- 資料 2. 平成 28 年度会計報告
- 資料 3. 会費変更案
- 資料 4. 定款変更案
- 資料 5. 平成 29 年度事業計画案
- 資料 6. 平成 29 年度活動予算案
- 資料 7. 第 2 期役員案

## 平成 28 年度事業報告書

特定非営利活動法人 里地里山問題研究所

### 1. 活動の成果

篠山市を中心とし、獣害問題の解決に向けた支援や情報発信に関する事業を行うとともに、地域の豊かな恵みをさまざまな人で共に守り、わかちあい、継承するためのネットワークを広げていく活動を行いました。特に、定款にある「獣害をはじめとする里地里山問題の解決に向けた地域の取り組みや成果の発信に関する事業」と「地域の獣害問題及び里地里山の恵みをわかちあい交流を深めるためのイベント・ツアー・交流施設等の運営に関する事業」を重点活動に位置付けました。具体的には主に以下の事業（市町村等からの委託事業を含む）を行うことで、当法人の目指す方向性を発信し、賛同者の獲得に努めるとともに、会議を定期的に行い運営体制の基盤を固めました。また、農村と都市が連携して行う新しい獣害対策の取り組みについてモデル的に実践しました。

### 2. 特定非営利活動に係る事業

#### （1）地域が取り組む獣害対策や里地里山保全活動の支援にかかわる事業

##### ① 高梁市食害防止電気柵設置事業（岡山県高梁市委託事業）

天然記念物「臥牛山のサル」のニホンザルによる農作物への食害を防止するための電気柵を設置した。



##### ② 箕面市食害防止電気柵設置事業（大阪府箕面市委託事業）

天然記念物「箕面山サル生息地」のニホンザルによる農作物への食害を防止するための電気柵を設置した。



③ 綾部市住民指導業務（京都府綾部市委託事業）

綾部市内のニホンザル被害に対し、住民主導型で自主的な被害対策およびニホンザルの生息状況に応じた適切な個体数管理に取り組むべく、対策の基礎となる住民への追い払い指導、捕獲指導、研修会、個体数管理計画作成等を実施した。



④ 伊根町住民指導業務事業（京都府伊根町委託事業）

伊根町内のニホンザル被害に対し、住民主導型で自主的な被害対策に取り組むべく、2地区の住民に対し、対策の基礎となる追い払い指導、獣害柵の設置指導、学習会を実施した。



(2) 獣害をはじめとする里地里山問題の解決に向けた地域の取り組みや成果の発信に関する事業

- ① 獣害対策に先進的に取り組む地域として、他地域からの1件の視察受け入れた。
- ② サポーターの確保にむけてWebページ、Facebookページを運営した。
- ③ 情報会員（159名）にメルマガ（無料）を発行した。
- ④ 賛助会員を15人（22口）獲得した。



<http://www.satomon.jp/>



<https://www.facebook.com/npo.satomon>

⑤ さともんサロンの開催（神戸・大阪で計2回）

第1回さともんサロン ～都会に住みながら最高の田舎暮らし～

日時：2016年8月9日（火） 13：30～15：30

場所：勤労会館（神戸市中央区）

ナビゲーター：西田博一さん（さともん正会員）

『futaba 農園でのブルーベリーづくり・農業から狩猟まで』



第2回さともんサロン ～都会に住みながら最高の田舎暮らし～

日時：2016年9月21日（水） 14：00～16：00

場所：大阪市立 総合生涯学習センター 第8研修室（大阪駅前第2ビル 5階）

ナビゲーター：山内一隆さん（さともん正会員）

『サルから守る！私の“こだわり”』



⑥ さともんフォーラムの開催（3回）

第2回さともんフォーラム 「これからさともんが目指すこと」

日時：2016年5月22日（日）13：30～16：00

場所：篠山市民センター1F 多目的ルーム1



第3回さともんフォーラム 「現場で考えよう地域の未来」

日時：2016年8月20日（土）13：00～16：30 （開場12：30）

場所：篠山市川阪公民館



第4回さともんフォーラム 「伝統野菜『天内芋』の里で考える」

日時：2016年12月4日（日）9：30～16：00

場所：篠山市大山上公民館



（3）地域の獣害及び里地里山の恵みをわかちあい交流を深めるためのイベント・ツアー・交流施設等の運営に関する事業

地域の獣害発生状況を伝え、守り継承したい里地里山の恵みを都市住民に気軽に体験してもらうために、以下のプロジェクト・イベントを実施した。

① サルより先に丹波栗さきどりツアー（平成28年9月22日）篠山市矢代集落



② 集落にありあまる柿の有効活用を考える（平成 28 年 11 月 23 日）

場所篠山市矢代集落 25 名参加



③ さともんオーナー制度

地域に存在する豊かな「里の恵み（さともん）」を獣害から守り、継承していくためのオーナー制度として、以下を実施し、FB で生育状況や野生動物出没状況を報告した。

A) 川阪「猿結び米」オーナー 6 グループが参加：4 回のイベントを実施

場所：篠山市川阪集落

①田植え（平成 28 年 5 月 1 日）

②さなぶり（平成 28 年 5 月）

③あまごのつかみどり（平成 28 年 7 月）

④稲刈り（平成 28 年 9 月 4 日）

⑤850 周年の宵宮（平成 28 年 10 月 14 日～15 日）





B) 鳥害から守るブルーベリーオーナー 8グループ (11口) が参加 (昨年度からの継続)

場所：futaba café

第2回イベント 摘花 (果) 作業とマルハナバチの観察会 (平成28年4月29日)

第3回イベント ブルーベリー収穫&ジャムづくり (平成28年7月9日)



(4) 獣害対策関連商品及び里地里山の農林産物の販売に関する事業

①サルに効果的な電気柵「おじろ用心棒」等の獣害対策資材販売を行った。

②たべるもん会員に対して獣害から守った農産物等の販売を行った。

(5) 獣害問題の解決や持続可能な里地里山づくりに関する研究開発事業

① 獣害から地域を守る農村×都市連携プロジェクト（篠山市安口・川原） 詳細は別紙参照

都市住民と連携した新しい獣害対策のモデルづくりを実施。H28年度は、計8回のイベントを実施し合計60名（延べ147名）の都市住民の参加を得て、獣害柵で封鎖できない道路から侵入したシカを捕獲したほか、柵点検・補修作業を支援した。同時に獣害により休耕されていた圃場を黒豆畑として再生し、集落内を散策して、地域の豊かさや魅力を発掘した。



		第1回イベント	第2回イベント	第3回イベント	第4回イベント
日時		6月25日	7月18日	7月31日	9月17日
時間		9:00～14:00	9:00～15:00	9:00～15:00	9:00～15:15
作業内容	獣害対策	・趣旨説明 ・ICT捕獲檻の設置 ・電気柵の設置	・ICT捕獲檻誘引状況・痕跡の確認	・ICT捕獲檻誘引状況・痕跡の確認	・防護柵点検・補修 ・捕獲檻の草刈り
	黒豆畑再生	・黒豆定植	・土寄せ	・杭打ち・石拾い	・生育状況の確認
	地域魅力		・篠山牛と季節の野菜のBBQ	・ジビエと季節の野菜のBBQ	・そうめん流し ・地域の魅力探し ウォーキング
参加人数	都市部	32	10	33	12
	地域	4	4	5	15

		第5回イベント	第6回イベント	第7回イベント	第8回イベント
日時		10月22日	11月26日	12月17日	2月18日
時間		9:30～15:00	9:00～12:00	9:00～12:00	9:00～14:00
作業内容	獣害対策	・防護柵点検・補修	・防護柵点検・補修 ・伐採木の処理	・ICT捕獲檻誘引状況・痕跡の確認	・捕獲報告 ・野生動物出没動画確認
	黒豆畑再生	・黒枝豆収穫	・黒豆葉とり・乾燥	・黒豆選別 ・畑の後片付け	
	地域魅力	・ゆで枝豆・焼き枝豆の試食・持ち帰り ・地ビール(希望者)		・乾燥黒豆持ち帰り	・黒豆みそづくり ・パードウォッチング
参加人数	都市部	14	21	6	19
	地域	16	22	3	7

② 地域づくり視察研修の実施（平成 29 年 2 月 16-17 日 参加者 4 名）

長崎県波佐見町を訪問し、地域づくりに対する視察研修を行った



(6) 人と野生動物が共生する社会の実現に貢献する事業

① 兵庫県ニホンザル研究支援業務（サルカウント調査）

兵庫県森林動物研究センターから受託し、篠山市、神川町においてニホンザルの生息数カウント調査を実施した。

② 獣害から守り伝えたい地域の「想い」を綴る聞き書き調査

篠山市内において、獣害対策に取り組む地域住民 13 名に対して、篠山での農業や生活様式、獣害対策や向き合い方に関する聞き書き調査を行なった。

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

① 通常総会 平成 28 年 5 月 22 日

議事内容 平成 27 年度（第 1 期）事業報告、会計報告  
平成 28 年度（第 2 期）事業計画案、予算案  
第 5 号議案 役員変更代表理事の役員報酬の承認

② 理事会 年 5 回開催

第 1 回理事会 平成 28 年 4 月 13 日 18 時～19 時 神戸大学篠山 FS  
議事内容 長期借入金、会議日当規定の承認

第 2 回理事会 平成 28 年 5 月 17 日 18 時～20 時 神戸大学篠山 FS  
議事内容 総会議案の承認

第 3 回理事会 平成 28 年 7 月 24 日 18 時～18 時 15 分 神戸大学篠山 FS  
議事内容 特別代理人の選任

第 4 回理事会 平成 28 年 8 月 9 日 18 時～19 時 神戸大学篠山 FS  
議事内容 平成 28 年度予算案の変更、長期借入金の承認

第 5 回理事会 平成 29 年 1 月 30 日 18 時～18 時 30 分 神戸大学篠山 FS  
議事内容 定款の変更案の検討

③ 定例会 年 4 回開催（8/7、11/7、1/12、2/18）

(2) 会員（平成 28 年度末）

正会員 18 名（鈴木克哉、清野未恵子、垣内敬造、岸本良紀、山内一隆、酒井裕行、中山史夫、長尾勝美、西田博一、鈴木友美、川井正幸、下村亜希、高根沢均、西崎伸子、山端直人、室山泰之、塚本茂、武中桂、以上入会順）

賛助会員（個人） 15 名（22 口）

賛助会員（団体） 3 団体（株式会社 末松電子製作所、株式会社ジャパンファースト、株式会社アイエスイー）

情報会員（無料） 159 名 地域会員（無料） 19 名

# 獣害から地域を守る

in 安口・川原

都市住民と連携した新しい獣害対策のモデルづくりを実施しています。今年度は、合計約50名ほどの都市住民が参加し、獣害柵で封鎖できない道路から侵入してくるシカを捕獲したほか、獣害柵点検・補修作業をお手伝いしました。同時に獣害により休耕されていた圃場を黒豆畑として再生して栽培体験をするほか、地域の農産物の美味しさを味わい、集落内を散策してもらうなど、安口・川原地域の豊かさや魅力を存分に味わっていただきました。



## 準備

獣害等により数年間、耕作放棄地となっていた圃場をお借りし、安口・川原両集落の方々のご協力によって、黒豆畑として復元されました。でもカメラをしかけると夜にはシカが・・・このシカから無事黒豆を守るか？ 都市住民との連携による参加型獣害対策のスタートです。



6/25

苗植えと電気柵設置



2/18

黒豆みそづくり



7/18

土寄せ



7/30

雑草引き・杭打ち



12/17

黒豆選別



10/22

柵点検・黒枝豆収穫



11/22

柵点検・葉とり



9/17

柵点検・地域の魅力探しウォーキング



## ICT大型捕獲檻によるシカ捕獲

大型檻の設置も大人数でなら短時間で完了。  
年度内にシカを捕獲することにも成功！



## 獣害対策もお手伝い 苦勞して作った黒豆を食べられてなるものか！

ICT大型捕獲檻を設置したほか、地域の獣害柵の点検・補修作業をお手伝いしました。山中の傾斜地に設置された獣害柵、けもの道や足跡、イノシシの掘り起こした痕跡を目の当たりにし、獣害対策の大変さを体感しました。



点検でイノシシの掘り起こし箇所確認



協力して侵入箇所を補修



山中の防護柵点検の様子



伐採木の運搬のお手伝い

## 参加者の声

- 地域の皆さんが普段されている作業のほんの少ししか参加させていただけなかったんですけども、いつもすごく大変な作業をされているんだな、というのを痛感しました(大阪府 30代 女性)。
- 今まで黒豆って高いなと思っていたけど、これだけ手間をかけて、人の手がかかっているのが当然だと思った。今回黒豆の成長に携われてよかった。その分収穫がうれしいし、いただけることが有難いなと思いました(明石市 40代 女性)。
- トウモロコシをいただいて、お土産にうちに持って帰って子どもに食べさせたときに、「なんでこんな美味しいの！？いつも食べとるやつと全然違う」と言われた(三重県 30代 男性)。
- (地域の魅力探しウォーキングで)今日歩いたようなところを見ますと、もう宝物だらけのような感じがするんですね。これだけ濃密にそういうものが、ここかしこにあるというのは、本当にすごいこと。是非ぜひそういうものを掘り出して、またいろんな人に対してアピールしていただけたら、すごい宝物がもっと、眠っている宝物が生きてくるのではないかと(北海道 60代 男性)。



本事業は2017年度も継続して行います。地域の皆さまもぜひお気軽にご参加いただけましたら幸いです。

平成28年度 特定非営利活動に係る活動計算書

自 平成28年4月 1日

至 平成29年3月31日

特定非営利活動法人 里地里山問題研究所

科目	金額 (単位:円)	
<b>I 経常収益</b>		
1 受取会費		
正会員	160,000	
賛助会員	245,000	
<b>会費収入計</b>		405,000
2 事業収益		
(1) 獣害対策及び里地里山保全活動支援事業(注1)		
高梁市食害防止電気柵設置受託収益	4,644,000	
箕面市食害防止電気柵設置受託収益	869,400	
伊根町住民指導受託収益	246,240	
綾部市住民指導受託収益	1,192,320	
小計	6,951,960	
(2) 里山問題取り組み等の発信事業(注2)		
獣害対策セミナー	229,020	
視察受入料収益	15,000	
小計	244,020	
(3) イベント等の交流運営事業(注3)		
獣害支援ツアー参加料収益	6,000	
さともんオーナー制度参加料収益	179,550	
たべるもん会員会費収益	48,000	
小計	233,550	
(4) 獣害対策商品及び農産物等の販売事業(注4)		
農産物・加工品等販売収益	138,048	
獣害対策商品販売等収益	294,516	
小計	432,564	
(5) 獣害解決等の研究開発事業(注5)		
ICT獣害対策事業	3,580,000	
(6) 人と野生動物共生社会の実現事業(注6)		
サルカウント調査受託収益	1,490,400	
<b>事業収益計</b>		12,932,494
3 受取助成金等		
助成金	0	
<b>受取助成金等計</b>		0
4 受取寄付金等		
(1) 寄付金	421,852	
(2) 定例会収益	14,500	
(3) 受取利息	56	
(4) 雑収入	227,520	
<b>受取寄付金等計</b>		663,928
<b>経常収益合計</b>		14,001,422
<b>II 経常費用</b>		
1 事業費		
人件費		
給与手当	2,845,000	
法定福利費	346,984	
<b>人件費計</b>	3,191,984	
その他経費		
商品仕入高	294,870	
諸謝金	1,187,670	
旅費交通費	883,921	
会議費	105,468	
通信運搬費	214,056	
資材・材料費	2,116,192	

	消耗品費	354,641		
	食材費	14,482		
	保険料	47,650		
	委託費	293,390		
	支払手数料	9,504		
	燃料費	22,317		
	雑費	148,103		
	その他経費計	5,692,264		
	<b>事業費計</b>		<b>8,884,248</b>	
2	管理費			
	人件費			
	給与手当	2,385,000		
	法定福利費	238,437		
	人件費計	2,623,437		
	その他経費			
	旅費交通費	475,923		
	会議費	37,039		
	交際費	45,078		
	通信運搬費	273,814		
	広告宣伝費	30,240		
	消耗品費	270,390		
	修繕費	59,616		
	新聞図書費	59,127		
	諸会費	112,780		
	研修費	23,160		
	賃借料	45,454		
	支払地代家賃	132,000		
	支払手数料	195,198		
	租税公課	24,580		
	減価償却費	57,592		
	雑費	751,017		
	支払利息	103,240		
	その他経費計	2,696,248		
	<b>管理費計</b>		<b>5,319,685</b>	
	<b>経常費用計</b>			<b>14,203,933</b>
	<b>経常差益</b>			<b>△ 202,511</b>
III	経常外収益			
	<b>経常外収益合計</b>		<b>0</b>	
IV	経常外費用			
	<b>経常外費用合計</b>		<b>0</b>	
	税引前当期正味財産減少額			<b>△ 202,511</b>
	法人税・住民税及び事業税			<b>177,700</b>
	当期正味財産減少額			<b>△ 380,211</b>
	前期繰越正味財産			<b>△ 438,548</b>
	次期繰越正味財産			<b>△ 818,759</b>

※注

- (注1) 地域が取り組む獣害対策や里地里山保全活動の支援にかかわる事業
- (注2) 獣害をはじめとする里地里山問題の解決に向けた地域の取り組みや成果の発信に関する事業
- (注3) 地域の獣害及び里地里山の恵みをわかちあい交流を深めるためのイベント・ツアー・交流施設等の運営に関する事業
- (注4) 獣害対策関連商品及び里地里山の農林産物の販売に関する事業
- (注5) 獣害問題の解決や持続可能な里地里山づくりに関する研究開発事業
- (注6) 里地里山の豊かな自然や伝統的な文化・人の営みを題材とした子育て・子育てを支援する事業
- (注7) 人と野生動物が共生する社会の実現に貢献する事業

# 財務諸表の注記

## 1.重要な会計方針

財務諸表の作成はNPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月21日一部改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

### (1)固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法を採用しております。

無形固定資産は定額法を採用しております。

### (2)施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上します。

また計上額の算定方法は「3.施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載することとしております。

### (3)ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供は「4.活動の減価の算定にあたって

必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記することとしております。

## 2.事業費の内訳

別 紙

## 3.施設の提供等の物的サービスの受入の内訳

当期は施設の提供等の物的サービスの受入はありませんでした。

## 4.活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳

当期は活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供はありませんでした。

## 5.用途が制約された寄附金等の内訳

用途が制約された寄附金等はありませんでした。

## 6.固定資産の増減の内訳

勘定科目名称	細目	取得価額	期首簿価	当期取得	当期減少	当期償却	期末簿価	償却累計額
什器備品	プロジェクター	159,980	143,982	0	0	57,592	86,390	73,590
合	計	159,980	143,982	0	0	57,592	86,390	73,590

事業の種類	獣害対策及び里地里山保全活動支援事業						里山問題取り組み等の発信事業		イベント等の交流運営事業		獣害対策商品及び農産物等の販売事業		獣害解決等の研究開発事業	人と野生動物共生社会の実現事業	合計
	高梁市食防電柵設置	箕面市食防電柵設置	安価獣害対策検証	伊根町住民指導事業	綾部市住民指導事業	獣害支援ツアー事業	獣害対策セミナー事業	視察研修事業	さともんオーナー制度事業	たべるもん会員受取会費	農産物・加工品等販売事業	獣害対策商品販売等事業	ICT獣害対策事業	サルカウント調査事業	
給料手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,845,000	0	2,845,000
法定福利費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	346,984	0	346,984
商品仕入高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64,000	230,870	0	0	294,870
諸謝金	285,000	105,000	0	30,000	0	0	15,000	0	0	0	0	45,000	442,242	265,428	1,187,670
旅費交通費	175,699	18,740	0	43,100	25,460	0	76,132	1,000	13,120	0	0	0	395,152	135,518	883,921
会議費	14,540	0	0	0	0	3,000	31,140	864	800	0	0	0	53,506	1,618	105,468
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	0	0	3,780	0	26,676	0	183,600	0	214,056
資材・材料費	1,564,922	396,921	154,349	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,116,192
消耗品費	1,326	3,874	0	0	0	1,080	10,175	18,000	16,380	0	8,251	276	215,388	79,891	354,641
食材費	0	0	0	0	0	1,142	0	0	13,340	0	0	0	0	0	14,482
保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	9,250	0	0	0	38,400	0	47,650
委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	201,590	0	0	0	91,800	0	293,390
支払手数料	864	432	864	0	0	0	216	0	432	0	0	0	5,940	756	9,504
燃料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22,317	0	22,317
雑費	0	0	0	0	0	0	0	18,480	57,950	0	0	0	71,673	0	148,103
事業経費計	2,042,351	524,967	155,213	73,100	25,460	5,222	132,663	38,344	316,642	0	98,927	276,146	4,712,002	483,211	8,884,248

(法第28条第1項関係様式例、報告式)

平成28年度特定非営利活動事業に係る会計貸借対照表

平成29年3月31日現在

特定非営利活動法人 里地里山問題研究所

科 目	金 額 (単位:円)	
<b>I 資産の部</b>		
1 流動資産		
(現金・預金)		
現 金	234,394	
普通預金	10,088,280	
現金・預金 計		10,322,674
(その他流動資産)		
未収入金	1,528,200	
その他流動資産 計		1,528,200
流動資産合計		11,850,874
2 固定資産		
(有形固定資産)		
什器備品	86,390	
有形固定資産 計		86,390
(無形固定資産)		
無形固定資産 計		0
(投資その他の資産)		
投資その他の資産 計		0
固定資産合計		86,390
3 繰延資産		
繰延資産 計		0
資産の部合計		11,937,264
<b>II 負債の部</b>		
1 流動負債		
未 払 金	812,048	
未払法人税等	177,700	
預 り 金	76,275	
流動負債 計		1,066,023
2 固定負債		
長期借入金	11,690,000	
固定負債 計		11,690,000
負債の部合計		12,756,023
<b>III 正味財産の部</b>		
前期繰越正味財産		△ 438,548
当期正味財産減少額		△ 380,211
正味財産の部合計		△ 818,759
負債及び正味財産合計		11,937,264

## 《 科 目 内 訳 書 》

現金		234,394	
普通預金	三井住友銀行	10,065,310	
	ゆうちょ銀行	22,970	
	計	10,088,280	
未収入金	伊根町 サル対策住民指導業務	246,240	
	舞鶴市 サル対策住民指導業務	89,640	
	綾部市 サル対策住民指導・個体数管理計画策定業務	1,192,320	
	計	1,528,200	
未払法人税等	法人税	70,900	
	地方法人税	3,000	
	法人県民税	24,200	
	法人事業税	16,000	
	地方法人特別税	6,900	
	法人県民税均等割	56,700	
	計	177,700	
未払金	旅費交通費	出張旅費	433,746
	事務用品費	アスクール	7,072
	通信運搬費・消耗品費・賃借料	アメリカン・エクスプレス	41,976
	広告宣伝費	垣内敬造オフィス	30,240
	支払手数料	税理士報酬	19,558
	商品仕入高	(株)末松電子 エレキブレード他	220,870
	社会保険料		58,586
	計		812,048
預り金	源泉所得税	76,275	
	計	76,275	
長期借入金	鈴木克哉	役員借入	2,000,000
	日本政策金融公庫	当初借入額:850万円	8,250,000
	日本政策金融公庫	当初借入額:150万円	1,440,000
	計		11,690,000
会費収入	正会員会費	160,000	
	賛助会員会費	245,000	
	計	405,000	

# 財 産 目 録

特定非営利活動法人 里地里山問題研究所

平成29年 3月31日 現在

科 目	金 額	(単位:円)
<b>I 資 産 の 部</b>		
1 流動資産		
(現金・預金)		
手許現金	234,394	
普通預金		
	三井住友銀行 10,065,310	
	ゆうちょ銀行 22,970	
	普通預金計 10,088,280	
	現金・預金計 10,322,674	
(その他流動資産)		
未収入金	1,528,200	
その他流動資産計	1,528,200	
流動資産合計		11,850,874
2 固定資産		
(有形固定資産)		
什器備品	86,390	
	什器備品計 86,390	
有形固定資産計	86,390	
(無形固定資産)		
無形固定資産計	0	
(投資その他の資産)		
投資その他の資産計	0	
固定資産合計		86,390
3 繰延資産		
繰延資産計	0	
繰延資産合計		0
<b>資産の部合計</b>		
		<b>11,937,264</b>
<b>II 負 債 の 部</b>		
【流動負債】		
未払法人税等		
	法人税 70,900	
	地方法人税 3,000	
	法人県民税 24,200	
	法人事業税 16,000	
	地方法人特別税 6,900	
	法人市民税 56,700	
	177,700	
未払金		
	役員立替金 433,746	
	諸経費未払金 319,716	
	社会保険料 58,586	
	未払金計 812,048	
預り金		
	源泉所得税 76,275	
	預り金計 76,275	
流動負債合計		1,066,023
【固定負債】		
長期借入金		
	役員借入金 2,000,000	
	日本金融政策公庫 8,250,000	
	日本金融政策公庫 1,440,000	
	長期借入金計 11,690,000	
固定負債合計		11,690,000
<b>負債の部合計</b>		
		<b>12,756,023</b>
<b>III 正 味 財 産 の 部</b>		
【正味財産】		
前期繰越正味財産		△ 438,548
当期正味財産減少額		△ 380,211
正味財産の部合計		△ 818,759

これは当法人の財産目録である。

平成 29 年 5 月 18 日

特定非営利活動法人 里地里山問題研究所

理 事

鈴木 克 哉



## 貸借対照表

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人 里地里山問題研究所

平成29年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 ・ 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>		<b>【流動負債】</b>	
(現金・預金)		未払法人税等	177,700
現金	234,394	未払金	812,048
普通預金	10,088,280	預り金	76,275
現金・預金計	10,322,674	流動負債計	1,066,023
(その他流動資産)		<b>【固定負債】</b>	
未収収益	1,528,200	長期借入金	11,690,000
その他流動資産計	1,528,200	固定負債計	11,690,000
流動資産合計	11,850,874	<b>負債の部合計</b>	<b>12,756,023</b>
<b>【固定資産】</b>		<b>正味財産の部</b>	
(有形固定資産)		<b>【正味財産】</b>	
什器備品	86,390	前期繰越正味財産	△ 438,548
有形固定資産計	86,390	当期正味財産減少額	△ 380,211
(無形固定資産)		<b>正味財産の部合計</b>	<b>△ 818,759</b>
無形固定資産計	0		
(投資その他の資産)			
投資その他の資産計	0		
固定資産合計	86,390		
<b>【繰延資産】</b>			
繰延資産計	0		
<b>資産の部合計</b>	<b>11,937,264</b>	<b>負債・正味財産の部合計</b>	<b>11,937,264</b>

# 監査報告書

平成 29 年 5 月 18 日

特定非営利活動法人 里地里山問題研究所  
代表理事 鈴木 克哉 殿

監事 辻 直美



私は、特定非営利活動促進法第 18 条の規定に基づき、特定非営利活動法人 里地里山問題研究所の平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日）の業務監査および会計監査を行った。

業務監査（理事の業務執行の状況に関する監査）に当たっては、理事会他の会議に出席し、必要と認められる場合には質問を行い、意見を表明した。

会計監査（財産の状況に関する監査）に当たっては、財産の実在性を中心に、帳簿、証拠書類等の閲覧、照合、質問等を行った。

これらの監査の結果、当法人の業務は法令及び定款に基づき適正に執行され、会計処理は NPO 会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計原則に則って適正に処理されているものと認められた。

よって、私は、上記期間にかかる事業報告書が、同法人の業務執行の状況を示し、計算書類が平成 29 年 3 月 31 日における財産の状況を適正に示しているものと認める。

以 上

### 第3号議案

#### 会費の変更について

会員拡大のため、正会員個人の入会費を10,000円から1,000円に、年会費を10,000円から3,000円に変更する。また、新たに「さともんサポーター」の区分を設け、都市部からの支援を募る。

#### 新しい会員区分と会費について

会員区分	入会費	年会費	備考
正会員 個人	1,000円	3,000円	総会議決権あり
正会員 団体	30,000円	30,000円	
賛助会員 個人	1口 3,000円		
賛助会員 団体	1口 50,000円		
情報会員	無料		
地域会員	無料		
さともんサポーター	半期 6,000円	季節の農産物半期に1回無料プレゼント他、イベント、オーナー制度割引等	
	1年 10,000円		

第4号議案

特定非営利活動法人里地里山問題研究所 定款変更案

特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により、次のとおり定款の変更の認証を申請します。

	変 更 前	変 更 後
変更の内容	<p>第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。</p> <p>(1) まちづくりの推進を図る活動</p> <p>(2) 観光の振興を図る活動</p> <p>(3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動</p> <p>(4) 環境の保全を図る活動</p> <p>(5) 情報化社会の発展を図る活動</p> <p>(6) 科学技術の振興を図る活動</p> <p>(7) 経済活動の活性化を図る活動</p> <p>(8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p>	<p>第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。</p> <p>(1) まちづくりの推進を図る活動</p> <p>(2) 観光の振興を図る活動</p> <p>(3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動</p> <p>(4) 環境の保全を図る活動</p> <p><u>(5) 子どもの健全育成を図る活動</u></p> <p><u>(6) 情報化社会の発展を図る活動</u></p> <p><u>(7) 科学技術の振興を図る活動</u></p> <p><u>(8) 経済活動の活性化を図る活動</u></p> <p><u>(9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</u></p>
	<p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。</p> <p>(1) 地域が取り組む獣害対策や里地里山保全活動の支援にかかわる事業</p> <p>(2) 獣害をはじめとする里地里山問題の解決に向けた地域の取り組みや成果の発信に関する事業</p> <p>(3) 地域の獣害及び里地里山の恵みをわかちあい交流を深めるためのイベント・ツアー・交流施設等の運営に関する事業</p> <p>(4) 獣害対策関連商品及び里地里山の農林産物の販売に関する事業</p> <p>(5) 獣害問題の解決や持続可能な里地里山づくりに関する研究開発事業</p> <p>(6) 人と野生動物が共生する社会の実現に貢献する事業</p> <p>(7) 農山漁村の振興に貢献する事業</p> <p>(8) その他当法人の目的を達成するために必要な事業</p>	<p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。</p> <p>(1) 地域が取り組む獣害対策や里地里山保全活動の支援にかかわる事業</p> <p>(2) 獣害をはじめとする里地里山問題の解決に向けた地域の取り組みや成果の発信に関する事業</p> <p>(3) 地域の獣害及び里地里山の恵みをわかちあい交流を深めるためのイベント・ツアー・交流施設等の運営に関する事業</p> <p>(4) 獣害対策関連商品及び里地里山の農林産物の販売に関する事業</p> <p>(5) 獣害問題の解決や持続可能な里地里山づくりに関する研究開発事業</p> <p><u>(6) 里地里山の豊かな自然や伝統的な文化・人の営みを題材とした子育て・子育てを支援する事業</u></p> <p><u>(7) 人と野生動物が共生する社会の実現に貢献する事業</u></p> <p><u>(8) 農山漁村の振興に貢献する事業</u></p> <p><u>(9) その他当法人の目的を達成するために必要な事業</u></p>
	<p>第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。</p>	<p>第8条 会員は、<u>理事会</u>において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。</p>

<p>第13条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 3人以上7人以下</p> <p>(2) 監事 1人又は2人</p> <p>2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。</p> <p>第14条 理事及び監事は、総会において選任する。</p> <p>2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。</p> <p>3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。</p> <p>4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。</p> <p>第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。</p> <p>(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。</p> <p>第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。</p> <p>2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。</p> <p>3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。</p> <p>第23条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 事業報告及び決算</p> <p>(5) 役員の選任又は解任及び報酬</p> <p>(6) 入会金及び会費の額</p> <p>(7) 会員の除名</p> <p>(8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議</p>	<p>第13条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 3人以上<u>1 2人</u>以下</p> <p>(2) 監事 1人又は2人</p> <p>2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。</p> <p>第14条 <u>理事は理事会において</u>、及び監事は、総会において選任する。</p> <p>2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。</p> <p>3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。</p> <p>4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。</p> <p>第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、<u>理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により</u>、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。</p> <p>(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。</p> <p>第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。</p> <p>2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。</p> <p>3 前2項に関し必要な事項は、<u>理事は理事会の議決を経て、監事は総会の議決を経て</u>、代表理事が別に定める。</p> <p>第23条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 事業報告及び決算</p> <p><u>(5) 監事の選任又は解任及び報酬</u></p> <p><u>(6) 会員の除名</u></p> <p><u>(7) その他、理事会が総会に付すべき事項として議</u></p>
---	--

	<p>決した事項</p> <p>第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。</p> <p>(1) 事業計画及び予算並びにその変更</p> <p>(2) 理事の職務</p> <p>(3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄</p> <p>(4) 総会に付議すべき事項</p> <p>(5) 総会の議決した事項の執行に関する事項</p> <p>(6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項</p> <p>第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p>	<p>決した事項</p> <p>第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。</p> <p>(1) 事業計画及び予算並びにその変更</p> <p>(2) 理事の職務</p> <p>(3) <u>理事の選任又は解任及び報酬</u></p> <p>(4) <u>入会金及び会費の額</u></p> <p>(5) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄</p> <p>(6) 総会に付議すべき事項</p> <p>(7) 総会の議決した事項の執行に関する事項</p> <p>(8) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項</p> <p>第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。<u>ただし、貸借対照表の公告については、当法人のホームページに掲載して行う。</u></p>
<p>変更の理由</p>	<p>当法人の目的である、豊かな自然と調和した人の暮らしが紡がれる里地里山を持続的に継承し、野生動物を含む多様な自然と持続的に共生できる地域社会の創生にむけては、現在の農村の現状や豊かな資源・魅力について、地域内外の次世代に広く伝えていくことが必要である。H29年度からは、「里育（さといく）」を目的にした、子育て世代の交流の場を創出する事業を展開することから、定款に定める活動・事業内容を変更する。また、当法人の運営体制については、遠隔地の正会員や多忙な正会員も多く、年に何度も総会が開けない状況がある。今後も広く会員を拡大に力を入れたいが、多様な地域・立場の正会員が増加し、総会運営が困難になることを予想されることから、運営を停滞させないためにも、法人運営の実務は理事会が担うように、理事会の議決事項を多く、総会の議決事項を少なくするよう定款変更を行う。そのほか、第52条については、法人の貸借対照表の公告を当法人のホームページに掲載するよう変更する。</p>	

## 平成 29 年度事業計画書

特定非営利活動法人 里地里山問題研究所

## 1. 基本方針

平成 29 年度は、(1) 獣害をはじめとする里地里山問題の解決に向けた地域の取り組みや成果の発信に関する事業」に関する各市町村からの委託事業を予定しているほか、篠山市内において獣害対策を契機に地域活性化を目指すための地域リーダー育成活動に取り組んでいきます。また、(2) 「獣害をはじめとする里地里山問題の解決に向けた地域の取り組みや成果の発信に関する事業」と(3) 「地域の獣害問題及び里地里山の恵みをわかちあい交流を深めるためのイベント・ツアー・交流施設等の運営に関する事業」について、実施内容や回数、エリアをさらに拡大し、都市部からの支援者の獲得に努めます。(4) 獣害対策関連商品及び里地里山の農林産物の販売に関する事業については、商品ラインナップおよび販売数の拡大を目指します。(5) 獣害問題の解決や持続可能な里地里山づくりに関する研究開発事業として、昨年度から平成 30 年度までの 3 年間、農水省受託研究（革新的技術開発・緊急展開事業（うち地域戦略プロジェクト）「ICT を用いた総合的技術による、農と林が連動した持続的獣害対策体系の確立」）を受け「ICT 捕獲技術を用いたサルを選択捕獲」市町村域で効率的な捕獲・対策を行うための ICT 捕獲システム導入方法の検討および都市住民等の活用モデルの構築」に取り組むほか、新たに「柿等の放任果樹有効活用研究会」「身近・手近な素材で行う獣害対策研究会」を立ち上げ、ネガティブな獣害を逆手にとった地域活性化手法を検討します。その他、定款変更により追加された(6) 里地里山の豊かな自然や伝統的な文化・人の営みを題材とした子育て・子育てを支援する事業として、旧おとわ園（こども園）を活用した子育て支援拠点施設「おとわの森子育てフィールド」の運営（補助事業）を開始することにより、子どもの健全育成ならびに多世代交流を促進します。

## 2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者
(1) 地域が取り組む獣害対策や里地里山保全活動の支援にかかわる事業	安価な防護柵設置支援	随時	篠山市内	篠山市民
	ボランティア支援	随時	篠山市内	一般市民 10 人/回
	「獣がい対策で地域づくり」リーダー養成講座	4 回	篠山市内	篠山市民 20 人/回
	大丹波地域サル対策広域協議会事業（出前講座・事務局業務）	35 回	篠山・丹波・福知山・京丹波・南丹	—
	高梁市食害防止電気柵設置事業	11 月	高梁市内	—
	箕面市食害防止電気柵設置事業	12 月	箕面市内	—

	綾部市住民指導業務	随時	綾部市内	—
	伊根町住民指導業務	随時	伊根町内	—
(2) 獣害をはじめとする里地里山問題の解決に向けた地域の取り組みや成果の発信に関する事業	さともんサロン (継続)	随時	神戸・大阪・篠山市内	一般市民 5名/回
	獣がい対策サミット (新規)	年1回	篠山市内	50名/回
	篠山の野生動物・自然についての写真・動画展	年2回	篠山市内	一般市民
	情報発信事業 (HP, FB, メールマガ運営, 会員サイト)	随時	法人事務所	一般市民不特定多数
(3) 地域の獣害及び里地里山の恵みをわかちあい交流を深めるためのイベント・ツアー・交流施設等の運営に関する事業	さともん (里の恵み) フロントツアー (里山整備・BBジャム・畑まるかじり・栗拾い・柿活用・黒豆味噌)	年6回	篠山市内	一般市民 10名/回
	さともんオトナの遠足シリーズ (平日)	年10回	篠山市内	一般市民 4名/回
	「猿結び米」オーナーイベント (2期)	年5回	篠山市内	一般市民20名
	ブルーベリーオーナー (2期)	随時	篠山市内 (futaba cafe)	一般市民30名
	黒豆オーナー (新規)	年7回	篠山市 (安口・川原)	一般市民20名
	松茸山オーナー (新規)	年5回	篠山市内 (大山上)	一般市民10名
(4) 獣害対策関連商品及び里地里山の農林産物の販売に関する事業	獣害対策商品の販売	随時	法人事務所	地域住民不特定多数
	獣害から守った農産物販売	随時	Webサイト	一般市民
(5) 獣害問題の解決や持続可能な里地里山づくりに関する研究開発事業	農水省受託研究 (継続) 「ICT 捕獲技術を用いたサルを選択捕獲」 「市町村域で効率的な捕獲・対策を行うためのICT捕獲システム導入方法の検討および都市住民等の活用モデルの構築」	随時	篠山市内	地域住民 一般市民

	柿等の放任果樹有効活用研究会	年4回	篠山市内	篠山市民・一般市民
	身近・手近な素材で行う獣害対策研究会	年3回	篠山市内	篠山市民・一般市民
(6) 里地里山の豊かな自然や伝統的な文化・人の営みを題材とした子育て・子育てを支援する事業	おとわの森子育てフィールド運営事業(補助事業)	8月～ (週3日開園)	篠山市内 (旧おとわ園)	子育て世代 (篠山市内外)
(7) 人と野生動物が共生する社会の実現に貢献する事業	獣がい対策で起業支援セミナー・連続講座	セミナー随時 連続講座2回	神戸・大阪 篠山市内	市外行政関係者・研究者等 5名/回
	サル個体数カウント調査	随時	篠山市内ほか	—
	獣害から守り伝えたい地域の「想い」を綴る聞き書き調査	随時	篠山市内	地域会員 20名
(8) 農山漁村の振興に貢献する事業	ネットワーク化に向けた他地域の取り組み状況の把握・文献調査	随時	法人事務所	不特定多数
(9) その他当法人の目的を達成するために必要な事業	定款第5条第1号～第7号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。			

### 3. 事業実施体制

#### (1) 会議に関する事項

①通常総会 2017年5月21日

②理事会 年4回(予定)

## 平成29年度 特定非営利活動に係る活動予算書

自 平成29年4月 1日

至 平成30年3月31日

特定非営利活動法人 里地里山問題研究所

科目	金額 (単位:円)	
<b>I 経常収益</b>		
1 受取会費		
正会員	112,000	
賛助会員	300,000	
<b>会費収入計</b>		412,000
2 事業収益		
(1) 獣害対策及び里地里山保全活動支援事業(注1)		
獣害対策セミナー等	1,750,000	
大丹波サル広域協議会事務局受託収益	400,000	
高梁市食害防止電気柵設置	4,000,000	
箕面市食害防止電気柵設置	380,000	
伊根町住民指導受託収益	300,000	
綾部市住民指導受託収益	670,000	
小計	7,500,000	
(2) 里山問題取り組み等の発信事業(注2)		
視察受入料収益	50,000	
(3) イベント等の交流運営事業(注3)		
獣害支援ツアー参加料収益	100,000	
さともんオーナー制度参加料収益	700,000	
さともんサポーター会費収益	200,000	
小計	1,000,000	
(4) 獣害対策商品及び農産物等の販売事業(注4)		
農産物・加工品等販売収益	150,000	
獣害対策商品販売等収益	500,000	
小計	650,000	
(5) 獣害解決等の研究開発事業(注5)		
ICT獣害対策事業	3,580,000	
(6) 子育て・子育て支援事業(注6)		
おとわの森子育てフィールド運営事業	4,500,000	
(7) 人と野生動物共生社会の実現事業(注7)		
獣がい対策で起業支援セミナー・連続講座	1,100,000	
サルカウント調査受託収益	1,400,000	
小計	2,500,000	
<b>事業収益計</b>		19,780,000
3 受取助成金等		
助成金	0	
<b>受取助成金等計</b>		0
4 受取寄付金等		
(1) 寄付金	300,000	
(2) 定例会収益	15,000	
(3) 受取利息	50	
(4) 雑収入	100,000	
<b>受取寄付金等計</b>		415,050
<b>経常収益合計</b>		20,607,050
<b>II 経常費用</b>		
1 事業費		
人件費		
給与手当	5,588,000	
法定福利費	350,000	
<b>人件費計</b>	5,938,000	
その他経費		
商品仕入高	500,000	
諸謝金	1,786,000	
旅費交通費	1,093,040	
会議費	154,000	
通信運搬費	125,400	

	資材・材料費	1,650,000		
	消耗品費	540,000		
	食材費	8,000		
	保険料	135,400		
	委託費	2,080,000		
	支払手数料	8,500		
	燃料費	20,000		
	雑費	70,000		
		その他経費計	8,170,340	
	<b>事業費計</b>			<b>14,108,340</b>
2	管理費			
	人件費			
	給与手当	2,280,000		
	法定福利費	300,000		
		人件費計	2,580,000	
	その他経費			
	旅費交通費	500,000		
	会議費	35,000		
	交際費	40,000		
	通信運搬費	300,000		
	広告宣伝費	100,000		
	消耗品費	300,000		
	修繕費	50,000		
	新聞図書費	50,000		
	諸会費	120,000		
	研修費	50,000		
	賃借料	45,454		
	支払地代家賃	132,000		
	支払手数料	300,000		
	租税公課	25,000		
	減価償却費	38,000		
	雑費	500,000		
	支払利息	100,000		
		その他経費計	2,685,454	
	<b>管理費計</b>			<b>5,265,454</b>
	<b>経常費用計</b>			<b>19,373,794</b>
	<b>経常差益</b>			<b>1,233,256</b>
III	経常外収益			
	<b>経常外収益合計</b>		0	
IV	経常外費用			
	<b>経常外費用合計</b>		0	
	税引前当期正味財産増加額			1,233,256
	法人税・住民税及び事業税			
	当期正味財産増加額			1,233,256
	前期繰越正味財産			△ 818,759
	次期繰越正味財産			414,497

※注

- (注1) 地域が取り組む獣害対策や里地里山保全活動の支援にかかわる事業
- (注2) 獣害をはじめとする里地里山問題の解決に向けた地域の取り組みや成果の発信に関する事業
- (注3) 地域の獣害及び里地里山の恵みをわかちあい交流を深めるためのイベント・ツアー・交流施設等の運営に関する事業
- (注4) 獣害対策関連商品及び里地里山の農林産物の販売に関する事業
- (注5) 獣害問題の解決や持続可能な里地里山づくりに関する研究開発事業
- (注6) 里地里山の豊かな自然や伝統的な文化・人の営みを題材とした子育て・子育てを支援する事業
- (注7) 人と野生動物が共生する社会の実現に貢献する事業

第7号議案

H29～30 年度役員名簿（案）

特定非営利活動法人 里地里山問題研究所

新役員名簿（H29～30 年度）は以下の通り

役 名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
代表理事	すずき かつや	兵庫県篠山市大沢新144番地2	有
	鈴木 克哉		
理 事 (副代表理事)	きよの みえこ	兵庫県神戸市北区有野町二郎615番地 1 ヴェル ジェ202	無
	清野 未恵子		
理 事	かきうち けいぞう	兵庫県篠山市小立182番地1	無
	垣内 敬造		
理 事	たかねざわ ひとし	兵庫県神戸市中央区磯辺通3丁目2番28-1401号	無
	高根沢 均		
理 事	ながお かつみ	兵庫県篠山市住吉台83番地6	無
	長尾 勝美		
理 事	やまうち かずたか	兵庫県篠山市今谷278番地	無
	山内 一隆		
理 事	にしだ ひろかず	兵庫県篠山市八上内甲85番地1	無
	西田 博一		
理 事	かわい まさゆき	兵庫県篠山市西新町番外5	無
	川井 正幸		
監 事	つじ なおみ	兵庫県宝塚市栄町2丁目1番1-E-603号	無
	辻 直美		